

「自敬表現」研究史 (一)

西田直敏

はじめに

——「自敬表現」研究史の時代区分——

所謂「自敬表現」の問題に関して、先人たちが、それをどのように意識し、関心を持ち、どのように考えたか、また、「自敬表現」についての研究はどのように進められてきて現在に至っているか。そして、確実な知見と言えるものは何か、問題として残されているものは何か、こうしたことを歴史的に、時代を追って跡づけることによって、「自敬表現」研究史として整理してみようと思う。

「自敬表現」に関する過去の説の紹介は、江湖山恒明氏の『敬語法』（昭和一九年）に詳しい。また、その後、諸説を要約して示した論文には、尾崎知光「所謂自敬表現について」（昭和三〇年）、桑田明「地位表現・敬軽表現・莊重表現」（昭和三八年）、小松正「古代の自敬表現について」（昭和四六年）がある。が、「自敬表現」の研究史としてまとめたものはまだない。

これは、敬語研究史が、石坂正藏氏の『敬語史論考』（昭和一九年）の第一篇「敬語研究の歴史」の詳細な論考を凌ぐもののない状況にあることを考えると、いたしかたないところであろう。

石坂氏は、敬語研究史の時代的区分を次の四期とした。

第一期 室町時代末期まで⁽¹⁾

第二期 江戸時代

第三期 明治大正時代（下限は昭和五年）

第四期 昭和時代（現代）

内容的には、第一期は、古典注釈における関心と注意、第二期は、国学者其他の研究及び関心、第三期は、研究と関心で、日清戦争前後で、明治を二時期に分ち、大正以後を、第三小期として、前期、中期、後期と称し、言文一致、標準語等の国語問題、国語教育、文典、研究論文、研究書を扱っている。第四期は、意義と影響の大きい学説として「時枝博士の敬語学説」のみを取上げている。

この石坂氏の時代区分は、「自敬表現」研究史にも適用できるものであるが、昭和二十年八月十五日の敗戦を境として、日本の社会制度が一変するので、本論文では、第四期は昭和時代前期（昭和二十年）までとし、以後を第五期、昭和時代後期（現代）とすることにしている。

第一章 第一期 安土桃山時代まで

敬語研究史における第一期、即ち安土桃山時代までの時期は、釈日本紀、仙覚などの万葉集注釈、仙源抄などの源氏物語注釈などの古典注釈における関心と注意が主たる内容をなすが、石坂氏によれば、「この期の註釋的方面

に於ける言語待遇への注意は、看過、誤解、黙認などの為に、多くは、はつきりした意識を見る事が出来ない。」(七四頁)という。「自敬表現」に関して言えば、殆ど注意も払われず、関心も持たれていないようである。

仙覚⁶⁾は万葉集開卷第一の雄略天皇御製中の「押奈戸手吾許曾居師告名倍手吾已曾座」を「ヲシナヘテ、ワレコソヲラシ、ツケナヘテ、ワレコソヲラシ」と訓み、「倭国者皆是吾ミシマ所也」と歌意を説いている⁶⁾。そして、「此御歌詞中、押奈戸乎、吾許曾居師、告名倍手、吾已曾座句」と特にこの句を取りあげているが、それは「居」と「座」の敬語表現に関することなく、対にそろえて訓むべきことを、次のように説いているのである。

一本ノ点ニハ、ヲシナヘテ、ワレコソヲラシ、ツケナヘテ、ワレコソヲラメト点ス。又或本ニハ、ヲシナヘテ、ワレコソキシカ、ツケナベテ、ワレコソヲラシト点ス。二ツ共ニソノコトハヲト、ノヘス。コレニヨリテ今ノ点ニハ、ヲシナヘテ、ワレコソヲラシ、ツケナヘテ、ワレコソヲラシ、トトノヘ点スルナリ。古人伝テ云、長歌ヲヨムナラヒ、ト、ノヘタル句ヲヨメルヲモチテ、其故実トストイヘリ⁶⁾。

関心は専ら長歌の句を整えて訓むことであつて敬語には関心を示していないのである。

万葉集叢書第十叢の『万葉学叢刊中世篇』では「万葉抄上」が仙覚の訓を踏襲し、「御製の心」として、仙覚の「御製歌意」とほぼ同文で述べている⁶⁾。問題の箇所は、「日本国は皆是吾しめ給所也」となっている。この訳は、まさに「自敬表現」である。してみると、仙覚も「自敬表現」に解していた可能性があるが、「自敬表現」を特に異様に感じなかったので注意することもなかったのであろうか。

この期には、右のほかには殆ど取りあげるべきものはない。ただ、十六世紀後半に、キリスト教伝道のために渡来した宣教師たちによる日本語の観察の中に、日本人の自覚していない敬語の特質を正確にとらえた記述のあることが注目される。土井忠生氏は『吉利支丹語学の研究』⁶⁾の「吉利支丹の敬語観」の章で、ワリニアノ(Alexandro Valignano)とその随員だったメシア(Lourenço Mexia)の観察を紹介している。今、その中で、メシアが一五

八四年一月六日付で、ポルトガルのコインブラ学林長へ宛てて書いた書簡の一節を引いてみる。

他の如何なる国語にも見られないで、日本語のみが有する別の特徴は、立派な言葉遣を学ぶのと併せて、充分な教養を積まねばならないといふ事である。大人に対するのと子供に対するのと、また目上に対するのと目下に対するのとで、如何に話すべきかを知り、又誰に向って話す場合にも守るべき礼儀を心得、夫々の場合に使ふべき特有な動詞なり名詞なり言ひ廻しなりを会得した上でなければ、何人と雖も真に日本語を理解したとは言へないのである⁵⁾。

敬語を単に言葉遣としてではなく、礼儀・教養ともにあるものとして、その本質を的確によくとらえている。宣教師たちの、こうした日本語への関心と研究の蓄積の上に、ロドリゲス (João Rodrigues) の『日本大文典』(Arte da Lingoa de Iapam) (一六〇四—一六〇八年刊) における豊富な敬語記述と詳細な説明が展開され、初めて当時「自敬表現」が実際に行われたことが注意されたのである。

第二章 第二期 江戸時代

第二期、江戸時代の敬語研究は、国学者の古典研究に伴う注釈、語学的研究のほか、歌学者、有職故実家、儒者、作家などの随筆に見られる。が、石坂氏によれば、「日本語が敬語法を中心とする待遇表現の方面で頗る高度に発達したものであることに気附いてゐない⁶⁾」、即ち、敬語、待遇語という語彙のレベルでの個別的考察にとどまっただけで、敬語、待遇表現の組織・体系の認識には至っていない。

こうした状況の中で、この時代のごく初期に出版されたロドリゲスの『日本大文典』の組織的な敬語記述と行きとどいた説明は、まさに抜きんできている。完成したラテン文法と外国語の観察力を持っていた外国人宣教師であっ

たからできたことであるし、外国人宣教師たちの日本語学習を効果的ならしめようとする目的のもとに叙述されたが為の成果であるが、このポルトガル語で記された内容は、昭和に至るまで、日本人の敬語研究に影響を及ぼすことはなかった。

ロドリゲスは、一六一〇年、マカオに追放されたが、マカオで、一六二〇年に、『日本小文典』(Arte breve da lingua Japoa)を刊行した。土井忠生氏によれば、この小文典第一巻巻頭の日本語の特質概説における敬語の条が、ロドリゲスの日本語敬語論を要約したものであるという。同氏の訳によると、次のような内容である^⑧。

この国語の動詞及び名詞は、尊敬・丁寧・謙讓の色々な関係によつて用ゐられる。即ち、身分の高い者や低い者に就いて話し、又それに向つて話すには、尊敬し又は輕蔑する度合を明確に示した特定の語があつて、それを如何なる時如何なる法にも用ゐる。又、名詞に接続する色々な助辞があつて、殊更に品位を添へて尊敬したり、大袈裟に輕蔑したりするのに用ゐる。かゝる動詞や助辞の用法は常に誰と共に話すか、誰に就いて話すか、誰の前で話すかといふ人と関係し、又何に就いて話すかといふ事物と関係してゐる。随つて、動詞や助辞を用ゐるには、必要に応じて、尊敬や丁寧の意を添へたり添へなかつたりして話すやうに学ぶ事が肝要である。(二丁表)

土井氏は、右の引用文の後に、ロドリゲスの敬語論と敬語觀察について、次のように述べ、高く評価している。

ロドリゲスの日本語敬語論はこゝに要約せられてゐるのであつて、敬語の示す意味は待遇関係であると、それに尊敬・丁寧・謙讓の三つの場合のあることを認め、如何なる品詞の上に顯著に現れるかといふ点では、動詞(助動詞を含む)と名詞の接辞とを挙げ、更に又敬語が如何に運用せられるかといふ方面にも着目して、対話手、話題に上す人、同席の傍聴者、それらと話手である自己との身分上の相対的關係及び話題に上す事物と人との關係が待遇関係を規定する条件となることを明かにし、敬語を離れての談話は存在しないことを

注意して、国語に於ける敬語の重要性を強調してゐるのである。敬語の主要な性質は、如上の諸点で略々尽きてゐると言つてよからう。ロドリゲスが日本語に対して徹底した観察を下した事は、これによつても窺はれるが、更に個々の敬語に就いて、大文典で具体的に詳述した所を見るならば、当時外国人によつてかくまで精緻な研究がなされた事に敬服せざるを得ないであらう⁹⁰⁾。

筆者も亦、土井氏の見解に全く同感である。

ロドリゲスの行きとどいた日本語敬語観察を示すもの一つに、「自敬表現」への注意がある。彼は、『日本大文典』⁹¹⁾第二卷の「助辞を伴はない單純動詞に於ける敬意の度合に就いて、又、丁寧に言ふ場合の規則に就いて」の「附則一」において、

○自分自身とか身分の低い者とかに就いて話すのには、それらに対して敬意を払ふべきでなく、話す相手とかその座にゐる人とかに就いて、單純動詞か卑下の助辞との複合語かを使はねばならない⁹²⁾。

と、まず述べて、その後、次のように述べている。

○「関白」(Quamhaen)と「公方」(Cubó)は、書状や渡航免許状において、自分自身に敬意を払った言ひ方をする。これがその文体だからである。例へば、Vóxe idasaruru (仰せ出ださるる) Voboximesu (思召す) quicoximesu (聞召す) Yorocobini voboximesu (喜びに思召す) など⁹³⁾。

会話における敬語表現について説明している中へ、特に、書状、文書における、関白や公方の「自敬表現」を持ち出し、「これがその文体だから」と説いたのは、会話における敬語の用法とあまりに変わっていて、宣教師たちが混乱しないように配慮したものであらう。

ロドリゲスに次いで、スペイン人のドミンゴ派宣教師コリャード(Didaco Collado)が一六一九年来日し、キリシタン禁制の中で布教し、一六二二年、宗務でローマに向い、一六二三年末、ローマに到着し、一六二七年に『日

本文典』(Ars Grammaticae Japonicae Linguae)を刊行した。その敬語論は、土井忠生氏に、「敬語の本質に
関して果して明確な認識があったか否かも疑はしく、ロドリゲスの記述を踏襲しながら改悪した点もあり、新に加
へたものは殆どない。」⁶⁴⁾と酷評されているが、「自敬表現」に注意して、次のように述べている。

敬語動詞は常に第三人称に従う。王者でないかぎり自らに敬意をあらわす者はない。王者は自分のことをも
次のように云う。iorocobini uboboximesu (喜びに思し召す)。⁶⁵⁾

なお、スペイン語稿本には、「喜びに思し召す」の後に、Voxe idasarruru gofatto (仰せ出さるる御法度)があ
るという⁶⁶⁾。

コリヤードの説明では、「自敬表現」が会話か文書かはっきりしないが、スペイン語稿本によると文書のことば
に属するものと見られる。

こうした外国人による敬語観察に比して、日本人による考察は甚しく見劣りがするが、問題を「自敬表現」に限
ってみると、古典、特に古事記と万葉集の注釈を通して、特異な敬語としての「自敬表現」の指摘とともに、「自
敬表現」は、神や天皇の実際のことばであると見る説(本居宣長、鹿持雅澄など)と、それに対して、「自敬表
現」は、神や天皇の実際のことばではなく、編者の立場から、加えられた敬語であるとする説(富士谷御枝)とが
提出されているのである。これは注目すべきことである。

江戸時代の「自敬表現」への考え方は、本居宣長以前の宣長以後とでかなり明確な線を引くことができる。
宣長以前は、「自敬表現」への積極的な説明の見られない時期である。今、万葉集の注釈書によって順次見てみ
よう。

北村季吟『萬葉拾穂抄』⁶⁷⁾

卷一 巻頭の雄略天皇御製について、

虚見津 山跡乃国者 押 奈戸手吾

そらみつやまとのくにはをしなへてわれ

許曾居師 告 名倍手吾 己曾居師

こそをらしつけなへてわれこそをらし

と訓み、「日本国は皆是わか御座所なり」と説いている。これは仙覚以来の中世の万葉集注釈をそのまま受け継いでいるだけである。

下河辺長流『萬葉集管見』⁽⁸⁶⁾には、「自敬表現」に関わる注解はない。

契沖『萬葉代匠記』⁽⁸⁷⁾

万葉集巻一卷頭の雄略天皇御製について見ると、歌句の訓みは、従前どおりである。

ワレコソヲラシハ我コソヲレトノ給フ古語ナリ。疑ノ詞ニ非ス。下同⁽⁸⁸⁾此。古事記曰。雄略帝曰、於^テ茲倭国^ニ

除^{オイテ}吾亦無^ラ王^キト云同心也。(精撰本)⁽⁸⁹⁾

語注も右の如くである。

次に、巻六 天皇賜^ミ酒節度使卿等^ニ御歌一首并短歌 について見ると、「自敬表現」に関わる部分、即ち「我者

將御在 天皇朕 宇頭乃御手以 搔撫曾 祢宜賜 打撫曾 祢宜賜」について、次のように注している。

天皇朕ハ、又今按、スメラワカト読ヘシ。ウツノ御手ハ、神代紀上云。伊弉諾尊曰、吾欲^シ生^{ント}宙^{アマカレタレラス}之珍子^{ウツノコサ}。」

自注云。珍此^{ヨハ}云^ク于頭^{ツト}。延喜式第八、祈年祝詞云。御年皇神^能前^ル白馬白猪白鷄種々色物乎備、皇御孫命^能

宇豆乃弊帛^平称^ク辞^ハ竟^ク奉^ク宣^{ハク}。二ツノ祢宜賜ハ、今按、トモニネキタマフト⁽⁹⁰⁾（ヨムヘシ。或ハ上ハネキタマヒト

ヨムトモ、下ハ必ラスネキタマフト）読テ句絶トスヘシ。(精撰本)⁽⁹¹⁾

敬語に関しては、特に言及するところがない。

荷田春満『萬葉集僻案抄』⁸²

卷一の雄略天皇御製の語句注を見ると、次のように説いている。

吾許曾居師とは、吾とは、天皇みづからの給ふみことば也。居師は御座所とし給ふべしと也。

吾己曾座とは、上におなじ。此対句の意は、日本の国内は天皇の御座所なれば、命令をほどとして、何所にましますべきも、叡慮まゝなるよしをのたまひて、須臾に天皇なりとしらせ給へる也⁸³。

「吾」以下を天皇の発言としてとらえ、文意を尊敬表現として説いたものであり、注目される。「自敬表現」として踏みこんだ説明には至っていない。

賀茂真淵『萬葉考』⁸⁴

卷一卷頭の雄略天皇御製の語解を見ても、問題になる「吾許曾居師」「吾己曾座」については、次のように注しているのみである。

吾許曾居師……○乎良志は、乎里の里を延たる也、古への天皇、やまとに宮敷まして天下知しめし故、只やまとを押並云々とのみたまへは、即天下知する事となりぬ。

吾己曾座。六言⁸⁵

「自敬表現」について、明確な意識を持ち、はっきりした形で説いたのは、本居宣長⁸⁶である。宣長は、万葉集に關しては、『萬葉集玉の小琴』では、卷一、卷頭の雄略天皇御製について、旧訓の訓みのうち「吾許曾居師告名部手吾己曾座」の部分を次のように訓み、これが以後の定訓となった。

吾許曾居。師吉名部手。吾己曾座。

本に、居師と師字を上句へつけて、をらしと訓るは誤也、こゝはをらしといひては、語とゝのはず、又吉字を告に誤りて、つげなべて、のりなべてなとよむも、いかゝ、のりなべといふこと心得ず、こは必吉字也、し

きは太敷坐^{フシキマス}、又しき坐国^{マスクハ}なりといへるしき也[㊦]。

但、ここでは、「自敬表現」については述べていない。

宣長の「自敬表現」についての考え方は、『古事記伝』や『統紀歴朝詔詞解』に見える。

まず、『古事記伝』では、「九之卷」の「神代七之卷」で、「速須佐之男命詔其老夫。是汝之女者。奉於吾哉」に注して、次の如く述べている。

○奉は、字のまゝに多弓麻都良牟夜と訓べし、〔旧く久礼牟夜と訓り、書紀も同じ、其は吾に奉ると云むは、いかゞと思へる故の訓なれども、上代には、貴人は自のうへをも、尊みて詔ふことつねなり、後世の心を以て疑ふべきにあらず、久流と云言も、土佐日記うつほ物語などにも見えて、やゝ古けれど、なほ然は訓べきにあらず〕[㊦]

また、『統紀歴朝詔詞解』では、「第一詔」の「貴支高支広支厚支大命乎受賜利恐坐[㊦]」における「恐坐[㊦]」について、次の如く述べている。

○恐坐[㊦]は、もとは字のごとく、恐畏るゝ意なるを、それ即承諾^{ウケダク}ふ意になりて、万葉に多く、天皇の命畏みといひ、古事記に、須佐之男命の、櫛名田比亮を、吾に奉むやと詔なる御答に、足名椎の、恐^{カシコシラ}奉むといへるなどみな然り、俗言に、奉^ル畏^ルといふこれ也、さて天皇は、御自^{ミミツカラ}の御事をも、尊みて詔ふ例にて、こゝも坐^{マシテ}とはのたまふなり、此たぐひ皆然り[㊦]。

宣長は、「自敬表現」が実際の天皇や貴人のことばに行われたものであると断じ、「後世の心を以て疑ふべきにあらず」とまで言っているのである。

本居宣長の影響は極めて大きかった。万葉集の注釈についてみても、以後の橘(加藤)千蔭の『万葉集略解[㊦]』、橘守部『万葉集檜婦手[㊦]』、岸本由豆流『万葉集改證』、鹿持雅澄の『万葉集古義』などの訓みや「自敬表現」の考

え方などに明白な影響が見え、また、宣長の「自敬表現」批判として、富士谷御杖の説（『萬葉集燈』）が現れた。その中で、宣長の「自敬表現」説を継承した岸本由豆流と鹿持雅澄の説と、宣長説の批判者富士谷御杖の説を見てみよう。

岸本由豆流『萬葉集改證』⁸⁸

「自敬表現」についての考え方は、巻六 天皇賜酒節度使卿等御歌一首の「天皇朕」の注釈に見える。

天皇朕。代匠記に、すめらわがよまれしに依べし。天皇をば、常に、すめろぎと申せど、すめらとも申すこと、二十廿七に、須米良美久佐爾、和例波伎爾之乎。また、^{五十五}加久佐波奴、^{六十六}安加吉許己呂乎、^{六十七}須壳良弊爾、^{六十八}伎波米都久之弓云々などありて、^{六十九}統紀、天平勝宝元年四月甲午朔詔に、^{七十}天皇羅我命云々。神護景雲三年九月己丑詔に、^{七十一}天皇良我御命云々などあるにてしるべし。また、和銅元年正月乙巳詔に、^{七十二}今皇朕御世爾当而坐者云々。大殿祭祝詞に、^{七十三}皇我宇都御子、^{七十四}皇御孫之命云々とあるは、専らこゝと同じ。さて、こゝに天皇朕と詔たまひ、また宇頭乃御手とも、^{七十五}祢宜賜とも、御自ら尊称してのたまふは、古への例也。書紀、雄略紀、天皇御製に、^{七十六}野磨等能、^{七十七}鳴武羅能陀該爾、^{七十八}之々符須登、^{七十九}拖例柯拳能居登、^{八十}飢衰摩陞爾、^{八十一}摩鳴須、^{八十二}飢衰枳瀨爾、^{八十三}賊扱鳴枳舸斯題云々とあるも、御自ら尊称してのたまへり。紀に多かる宣命も、みなこの例なり⁸⁹。

詔、祝詞、天皇御製など他の例を示して、「自敬表現」説を述べたものである。こうして展開した江戸時代の「自敬表現」説に理論的な根拠を与え、明治以後の「自敬表現」説にも影響を及ぼしたのは、鹿持雅澄である。

鹿持雅澄『萬葉集古義』⁹⁰

江戸時代の万葉学を集大成したと言われる鹿持雅澄は、本居宣長から岸本由豆流に至る「自敬表現」説に、独自の天壤無窮の皇統の尊嚴性によって至尊である天皇のことばに「自敬表現」が備わると説いた。彼は、万葉集巻頭の雄略天皇御製の「吾己曾座」の注として、その考え方を詳述している。

○吾已曾座（座を拾穂本に居師とあるは、上の居師を見まがへて写誤れるなり、）座はマセと訓べし、御みづからしか詔むは、いかゞとおもふは後世意なり、（から国にこそ、高貴人もみづからを謙退て、寡人不殺などやうにいへること常なれど、そはうはべのへつらひなり、皇朝の古にさる趣なるはひとつもあることなし、）同じ天皇大御歌に、阿具良韋能迦微能美母知比久許登爾、と御自の御事をよませ賜ひ、既く須佐之男命御みづから、吾御心須賀々々斯と詔ひ、八千矛神御みづから、夜知富許能迦微能美許登波云々、とよませ賜ひし類いと多く、此集六卷聖武天皇の、節度使に御酒を賜へる大御歌にも、手抱而我者将御在天皇朕宇頭乃御手以搔撫曾祢宜賜打撫曾祢宜賜云々、とよませ賜へり、（さばかり仏を信服ひ賜ひし御代にすら、なほ御みづからかく詔へるにて、あなかしこ天皇の稜威は、天下に又たぐひなく、尊く大坐坐ことをおもふべし、）そも〱皇御孫命の御天降りましゝ時、天照大御神、大御手に天つ璽の神宝をさゝげもたして、豊葦原の水穗国は、万千秋の長五百秋に、吾御子のしろしめすべき国なり、故皇御孫命天降坐てしろしめせ、天つ日嗣の隆えましまさむこと、天壤のむた無窮ならむと、ことよざし賜へりし、神勅のまに〱、神代より今のをつゝに、かけまくもかたじけなくも、御世々々の天皇命の、この食国天下を、天雲のむかふすかぎり、谷蟻のさわたるきはみ、おしへべてをさめ賜ひ、しきなべてしろしめしましませば、天下にたれしの人か、わが大君天皇の、大御恵をかゞふらざるべき、かゝれば古ごとと学する徒は、かりにも後世の邪説どもにまどはずして、御世々々の天皇は、やがて大御神の御子命にましまして、現御神と大八島国しろしめすことなれば、高御座天の日嗣の、又たぐひなく尊くかしこくましますことを、東の間も忘るべきにあらず、されは此大御歌を開卷に載て、皇大朝廷の大御威徳をまづ示したること、撰者の微意あるに似たり、あなかしこ、（因に云む、からくに周の代のはじめつきた、成王と云しが時に、叔父の周公旦と云ものが、成王に告たりしと云伝へたる詩、毛詩大雅に載て人皆知たるが如し、其中に、無念爾祖、聿修厥徳、永言配命、自求多福、殷之末喪師、克配上帝

帝^ニ、宜^カ駿^カ命^カ不^レ易^カ、といへり、これ成王の祖父文王を法として其徳を修め、万民をなづけしたがへて、子孫末永く天命に配ひ福を求めよ、もし徳を修むる心一日片時も間断^ヒあらば、祖先にもとり天命にそむきて、つひに国を亡さむと、ちかく殷の代の興亡を鹽^カとすべし、天の駿命^カ不^レ易^カ甚難^カきわざぞ、ようせずばあやふかりなむをと、いと深切^ネに反^ウ覆^カし戒^カたり、さしも名を得し周公且なればこそ、武王がからうじて取得たりし天下なれば、いつまでも能して人に奪われぬやうにせよと、下おそろしくそごる寒さに、天命に^{コト}託^セて深く戒めたるなれ、異国の風俗にてはまことにさもあるべし、あなかしこく、わが天皇命をさる王どもと、かりにもひとしなみに申すべき事かは、天壤無窮と事依し賜ひて、天照大御神の御自さづけ賜へる皇統^アにまじくゝて、天地のより合のきはみときはにかきはに、いく万代を経ても動き坐ぬ大君に大坐ませば、御代御代の天皇は、善^キもましませ悪^クもましませ其論をばすて、ひたぶるに尊み敬ひ畏み拜みて、かりにも側よりうかゞひ奉る事あたはず、たとひたまゝこの理に背きて、畏くも皇朝廷に射向^イ奉れる穢^キ悪^クき賊^ヤ奴^コありても、其はいくほどなくつひに神代の古事のまにゝ、皇朝の稜威をかゞやかして、たちまちにあとかたなくうち滅し賜へる事、前々の蹤跡^アに付て見べし、さればこそ異国にては、天子と称^イてほこりをるものすら、僥倖^カなれば、しばしも徳と云ものを失ひて、人のなづくべくかまへざれば、たちまち傍の人に天下を奪はれとられなむとおもふ心より、さもなきことにも心ならず、人に謙^イ下^ラりへつらひて、真の心をばあらわさず、うはべをつくろひかざる風俗なるを、その風俗とは、雪と炭との如くきよくかはりて、此大御歌に、押奈^オ戸^シ手^テ吾^ア許^レ曾^コ居^レ師^シ吉^キ名^ナ倍^ベ手^テ吾^ア己^コ曾^コ座^セと、又たぐひなく尊く大坐すことを、つくろひ賜はずかざり賜はず、ありのまゝにのたまへること、読たびにかへすゝありがたくもたふとくもおぼゆるを、此所に心をとめて、おほろかに誦過し申さずして、いよゝますます、天壤無窮皇統のかたじけなく、又なくかしこきことを思ひ奉りて、皇朝をふかく厚く尊み重み敬ひ奉り崇へ奉りて、かりにも異国の風俗などゝは似もよらずはるかにすぐれて、いみじきほどを思

ふべし、あなかしこく、⁸³⁾

この雅澄の「自敬表現」観に典型的にあらわれているが、本居宣長以下の言説は神秘的信仰的で一種の不可知論に陥っていて、説得力に欠けるところがある。この弱点を鋭く突いたのが、富士谷御杖である。

富士谷御杖『萬葉集燈』⁸⁴⁾

富士谷御杖は、父富士谷成章の学を継承して、本居宣長に対抗し、『古事記燈』(二八〇七)⁸⁵⁾を著した。分析的で理論的な御杖は、その「大旨」に、「上卷非史辨」を書き、宣長が『古事記伝』で、上卷、即ち神代を史実、実録として扱ったことを、声を大にして批判し、非難した。御杖は、これを「言霊」によるもので、人情世態の比喩的表現乃至象徴的表現と解している。宣長の不可知論への批判の一部を示すと、次のようなものである。

伝のうち、すこしもあやしく心えがたき所々は、かゝる事深くたづぬるはから心なりとみえたり、さらば聞えまぬゝになしおくをば、やまと心とやいはん、いとおほつかなき事なりや⁸⁶⁾、

御杖は、『萬葉集燈』において、開卷第一の雄略天皇御製の注解の中で、「師吉名倍手吾己曾座」を「シキナベテワレコソヲレ」と訓んだ理由を次のように説明している。

○師吉名倍手 この吉の字、告につくれるは誤なるべし。師吉は、太敷坐などいふが如く、知といふ心なり。

高知を高敷といふにてもしるべし。名倍手は、上に同じ。この座をば、宣長はませとよみき。これは、神典にさる例あればなるべし。須佐之男命御みづから、吾御心須賀須賀斯。とおほせられ、また八千戈神の、御みづから夜知富許能迦能美許登波云々。とよませ給ひしによれば、さる事ともおほゆれど、もと、神典は神の御心をはかり奉りて、後よりかき、後よりよみたるものなるを、宣長は実録とみたるよりの説なり。御みづから、いかでさはのり給はむ。しかるべからざる事は、古事記燈をみてさとるべし。これは、帝の御うへなるが故に、家持卿の、心えてしかゝれたるにて、なほ「をれ」とよむべき也⁸⁷⁾。

即ち、「神典」である古事記に登場する神々のことばは、その実際のことばではなく、後代の人々が尊敬表現を加えて記したものである。それを宣長が実録と見たために、古の神、天皇、貴人は、「自敬表現」を用いたと誤解したのであって、自分自身に敬語を用いて話すようなことはなかったとするのである。御杖は、『古事記燈』の「大旨下」「神人辨」で、

人といふは、神を身内にやどしたるものゝ名也、神といふは、人の身内にやどりたるものを云也⁽⁶⁾、
 という神人観に立って、宣長説を次のように批判するのである。

このぬしの説、いとおほほしきことならずや、これをひとへに神といふものをくはしくせられずして、たゞ皇御祖たちを尊びて、神と称したる物なりとのみ思はれけんがゆゑなりとおほしきなり⁽⁶⁾、

御杖には、独自の言霊論、倒語説があり、その注釈も、たとえば、古事記の「天沼矛」について、

天何といふ名これにかきらすいと多かるは大かた地にある物はたとひ千里をへたてたりともゆかはみらるへし
 天なるものは張鷯⁽⁷⁾とか妄説こそあらめゆきてみらるへきものにあらねはたゞおもひやるはかりなるもの也
 されは天何といふはすへて虚象なりとのさとしの為也と心うへしされはこゝもまことに奴をもてかきりにつけ
 たる矛にはあらてそのかたちを思ひやれの心にて天沼矛とはいふ也としるへき也⁽⁸⁾

と説くというように合理主義的である。従って、万葉集開卷第一の雄略天皇御製の「吾已曾座」の「座」についても、これは、「帝の御うへなるが故に、家持卿の、心えてしかゝれたるにて」と説明して、古代の天皇の「自敬表現」を否定しているのである。

従来「自敬表現」諸説の展望では、たとえば、尾崎知光氏の「所謂自敬表現について」において、「自敬表現」否定説として、

三矢重松博士は夙に「高等日本文法」の中で（同書増訂改版690〜694ページ）、これらを記者よりの敬語である

と説明せられ創見を示されたが、同書の性質上か詳論せられず、且つその後これに注目する人も割合に少なかったやうに思はれる。

と説いている。「自敬表現」を記者からの敬語であると見る説は、三矢重松氏の「創見」ではなく、富士谷御杖が始まるのである。尾崎氏以後、「自敬表現」についての研究史的考察が発表されていないので、ここに特に指摘しておく。

第三章 第三期 明治大正時代

「真に研究と名附け得べきものの起ったのは第三期即ち明治維新以後の事であつて、真の研究史も亦此処に始められる。組織的に全面的に、まとめられた研究の出たのは明治二十年代以後である」と石坂氏は、述べている⁴⁴⁾。

この時期は、言文一致、文体統一、標準語制定などの国語問題、国語政策、国語教育との関連で敬語がとりあげられて、論じられ、研究されることが多かった。従つて、「自敬表現」は、稀に、古典の故語に関連して言及される程度で、その研究は、次の第四期、即ち昭和時代になつてから本格化することになる。石坂氏は、敬語研究史として、本期を前期中期後期に分けたが、「自敬表現」研究史としては、内部の時期的小分けをする必要がないので、全体を一時期として扱うことにする。なお、石坂氏は、この期の下限を昭和五年としたが、「自敬表現」研究史としてみると、昭和五年五月の湯澤幸吉郎氏の「自己に敬語を用ひた古代歌謡等について」⁴⁵⁾をもつて、本格的研究の開始として、一時期を劃することになる。つまり、昭和五年をもつて、第四期 昭和(現代)の始期と見るわけで、石坂氏の敬語研究史の時期区分にはば一致する。

さて、明治から大正へと敬語研究の跡を見ていこう。

まず、日本人として、最初に敬語の分類を試みたのは、明治二十五年、『皇典講究所講演』七十一、七十二(6)に「邦文上の敬語」を発表した三橋要也である。

三橋は、「余は今、本邦古来より今日に至るまで、言語及文章の上に、現れたる敬語を、研究するに就きて、先その区別及沿革等の大要を述べ、次に其の必要なる所以を辨せんとす、」として、まず「敬語の区別」を論じた。

○敬語の区別 古来の語学者にして、敬語を区別したりし者、未有らざりしを以て、今これを為すに当りては、仮に其の名称を設けざるを得ず、左に挙ぐる所は、皆余が創意に係るものなれば、或は適當せぬも有りぬべけれど、そは他日を待ちて訂正する所あるべし、

敬語は、其の他人の上を言ふと、自己の上を言ふとによりて、これを二種に分つべし、他称敬語、及自称敬語これなり、

(一)他称敬語 他称敬語とは、己が対したる人、(二人称)及己が談話の上に載すべき人(三人称)を、尊敬する時に、其の人、及その人に附属せるもの、及其の人の動作を存在等に、用うるものをいふ、例へば、

「君」「御衣」「給ふ」「坐す」等の如し、

(二)自称敬語 自称敬語とは、己が対したる人、(二人称)及己が談話の上に載すべき人(三人称)を、尊敬する時に、自己、及自己の動作存在等に、用うる者をいふ、例へば、

「やつがれ」「奉る」「侍り」「候ふ」等の如し、

自称敬語の或る者は、其の用ゐらるゝ区域広くして、我が尊敬すべき人に対して、自己の動作存在をいふに止まらず、自己に関係なきも、其の談話上に載すべき者の、動作存在等を称する泛称敬語ともなることあり、

三橋は、この後に、敬語の低位区分を試み、次いで、「敬語の沿革」を述べている。その中で、「接頭敬語 名詞の上にあるもの 他称」の項の「み」で、「尊敬表現」に言及し、異例として、敬語の範疇外のものとみようと

している。

さて上世には、この「み」を以て普通の敬語となし、これに「おほ」を冠して、「おほみ」としては、至尊至貴の上にいふ最上の敬語としたりき、又至尊至貴の御上などには、この「み」を自称に用ゐ給ひしことあり、「皇朕うづのみ手」「我がみ心」等の如し、これその尊威を、保ちたまへるよりの御ことなれば、尋常の場合とは大に異り、もとより敬語とすべき限にも非るべし⁶⁹⁾。

三橋は、最後に、「敬語の必要」の章を設けて説いているが、「敬語は、即文章を美ならしむる所以の一要具なり」として、「(一)嚴肅なるべき文章は、これによりて益その嚴肅の度を高むべし、」として、延喜式の鎮火祭祝詞の文章を示して、

上世の祝詞宣命等の嚴肅なるは、其の叙事の莊嚴謹肅にして、文辞の適健簡古なりしに因るべしといへども至尊及神祇の言行を叙するに当りては、常に嚴格に敬語を用ゐ、その尊容を保ち、稜威を墮させ奉らざりしに因ること多しといふべし⁶⁹⁾、

と、敬語の表現価値を論じた。

三橋の敬語論は、敬語の分類基準に、自他と人称を導入して、後の山田孝雄氏、石坂正藏氏の敬語論に影響するところがあった⁶⁹⁾。また、「自称敬語」は、現代では、春日和男氏が「自敬表現」の意味に用いている⁶⁹⁾。天皇の「自敬表現」を「尊威を保」つためと見、祝詞、宣命の敬語も「尊容を保ち、稜威を墜さ」ないためと説いているのも注目される、新しい見方である。それに、三橋の敬語論で見逃せないのは、敬語を社会秩序の維持、社会的団結に必要なものとし、「敬語は言語上の礼儀なり」とも言っていることである。

敬語の必要は、たゞ文意の上のみ止まらず、其の有無は、社会団結の上に、大なる影響あるものなり、これを社会上必要となす。

およそ人類の、互に団結一致して、安樂の生活を享受しうる原因は、もとより一ツ二ツに止まらざるべけれど、其の重なるものは、各人ことごとく徳義の心あるによる、而して恭敬は、徳義の高尚なるものなり、君臣上下貴賤尊卑、各其の位に安んじ、其の分を守りて、相凌ぎ相犯すことなきものは、一に恭敬の徳によらざるはなし、されば恭敬は、社会の秩序を保ち、其の団結を固くする所以の根幹にして、一朝これを失はば、忽に土崩瓦解の禍を免れざるべし、

中に恭敬の心あれば、其の発して行為の上に表るゝ者は、坐作進退の儀則となり、言語の上にはあらはるゝ者は、他称自称の敬語となる、敬語は言語上の礼儀なり、されば、行為上の礼は、人に対して、視感の上に、我が敬意を知らしむるものなり、言語上の礼は、人に対して、聴感の上に、我が敬意を知らしむるものなり、是れを以て敬語を用うるは、坐作進退の礼を行と相並して、其の間毫も軒輊軽重あるにあらず、

敬語の社会性への着眼として評価できるが、「自敬表現」をその視点から見るといふ発想は三橋にはなかった。

三橋要也の後、明治三十三年に岡田正美が「待遇法」を『言語学雑誌』第一卷第五号（六月）、第六号（七月）に発表し、「敬語法」「謙語法」「平語法」「卑語法」とともに、所謂尊大語に当るものを「傲語法」としているが、「自敬表現」には言及していない。

「自敬表現」が実際に行われたことを否定し、全てそれは記者・編者の立場からの書きかえであるとしたのは、江戸時代の富士谷御杖であったが、この期に同じ主張をしたのは、三矢重松であった。彼は、『高等日本文法』（明治四一年⁶⁴）において、「両体の錯綜」として、文法上の一単位文にも記録体と対話体の錯綜することがあるとして、「物語などにていふ地と詞の流しあひ」の例に、まず、

是は、諸国 一見の 僧にて 候ふ

を挙げ、この「是ハ地より仕手を指す語なるに、之を仕手に言はしめ下を詞に候フと流すなり。」⁶⁴と説き、次いで

(熊谷) 「存ずる 旨 ありて 申すなり」……(敦盛) 「存ずる 旨の あるなれば 聞かざるぞ 是は
故太政入道の 弟に 修理大夫 経盛と いふ 人の 末子 いまだ 無官なれば 無官大夫 敦盛と て
生年 十六に なるなり」と 宣ひけり(盛衰)

について、「詞を地に流したるなり。地を詞にして人に語らせ、詞を地にして事情を説明するは旧時の作者の慣用手段なり。かゝる詞は真正の対話文にあらず、作者の記録体の筆を入れたる者なれば、間接対話とも謂ふべし。」⁶⁸と論じている。そして、この間接対話の例として、

大御神 怪しと 思して 細く 天の岩屋戸を 開きて 内より 告り給はく「吾が 隠り坐すに 因りて

高天の原 自 聞く 又 葦原の中つ国 皆 聞けむと 思ふを云々」(記)

(素尊) 「吾 此の 地に 来まして 我が 御心 須賀々々斯」と のり給ひて(記)

○山の あるじ 俊蔭に のたまふ 「おのれは 天上より きたり給ひし 人の 御子どもなり この 山
に 下り給ひて 云々

○波斯国公 のたまはく 「この 奉れる琴の 声 あしき 所 あり しばし ひきならして奉れ」
を挙げて、次のような「自敬表現」否定論を展開した⁶⁹。

此等も詞は詞と見ゆるにコモリマス御心などといふ記者よりの敬語によりて真正の対話文にあらずなれり。之を古の神は自の上にも敬語を用あたりと思ふは甚しき誤なり。大閤などこそ自称に殿下思召スなどとも言ひけめ、さては子供も坊ツチャンガなどとは言ふべけれど、常識ある人には有るべくもあらず。

さて又前に述べたる第三者の待遇といふことを繰返さむに、貴者が「行ク」といへるを取り次ぐ言は「入ラッシャル」と仰セラレマシタ」といふ如く、又先方より「明日参上可仕候」と言ひ越せるに對し、「御来臨可被下旨拝承」など言ひて鸚鵡返には言ふべからざる道理なると等しく、尊き人の言語をば其の儘に繰り返しま

ねばざるが我が国風なり。されば史書の伝ふる所にては、歌文などの外には貴人の真正の言語は見るべからず。天祖の神勅

豊葦原の 瑞穂の国は 我が 皇御孫命の 君と ますべき 国なり

の如きも、意を取りて言ひ伝へたる者、祝詞宣命の如きも皆執達の人の宣する言にて直接の御言にあらず。然るに支那風にては天子も直接に臣下に対話し、それを直接に記し伝ふるより、我にも王朝の古にはそれを学べる漢文の詔勅あり。今の御代には其の風を受けて、五条の御誓文より始めて種々の詔勅の直接対話なるあり。制度の然らしむる所、私議すべきにはあらざれども、其の御言の儘を臣民の口に懸け奉るは畏き業にあるまじきか。

この三矢重松の「自敬表現」否定論は、前述した如く、尾崎知光氏によって、「これらを記者よりの敬語である」と説明せられ創見を示された……私見は本質的にはかうした方向を更に発展させたもの⁸⁴と高く評価されたもので、関係する全文を引用した。

三矢の言う「対話体」「記録体」というのは、口語・話しことばと文語・書きことばという対立ではなくて、特定の相手をめあてとした表現を「対話体」といい、不特定の相手対象の表現を「記録体」とするのである。

自己の言説を聴く者、直接に眼前に在るか、然らざるも一定し居る時は、其の聴者に対して自然に一種の語気をなす。之を対話文といふ。人の言説は必聴者あるを期すれども、之をそれを定めずして、或る事物に就きて思想を言ひ表せる者は、亦之に相当する語気あり。之を記録文といふ。言語は自己の思想を他に対して言ひ表すより生じたる者なれば、根源に於いては両体の区別なかるべきも、今は頗るその相異を認むるに至れるなり。例へば物語の地・脚本類の卜書・歴史・律令・諸記録・科学書・独自等は大抵記録体にして、物語脚本類の詞・詔勅・上奏・祝詞・宣命・手紙より、日常の談話は皆対話なり⁸⁵。

三矢の言う「対話体」「記録体」に文体を三分する狙いは、当時としては、斬新であるが、具体的な文章の分析になると、「両体の錯綜」を持ち出すことになる。「是は……にて候ふ」という自己紹介型の表現を「対話体」として認めないのは、古代から明治時代までの日本語をひとまとめにして、いわば汎時論的に論じているためである。特に、「自敬表現」を論じて、万葉集卷六の「天皇賜酒節度使卿等御歌」などに言及せず、「自敬表現」を「常識ある人には有るべくもあらず」と断言してしまっているところに三矢の論の不十分さは如実に示されている。「史書の伝ふる所にては、歌文などの外には貴人の真正の言語は見るべからず。」と断じている三矢にしては、大きな失考と言わねばならない。なお、三矢が、古事記等の「自敬表現」を「記者よりの敬語」としたのは、前述した如く、富士谷御杖の『萬葉集燈』に次ぐものであるが、御杖の説を知っているの立言であるのか、当時の敬語的常識に立脚しての論であるかは明らかではない。「太閤」の例や「坊ッチャン」の例から見ると、富士谷御杖とは別個の立言であろうかと思われる。

明治以後の敬語研究における最初の組織的体系的な著書は、山田孝雄の『敬語法の研究』（大正一三年）⁶⁴である。山田氏は、その敬語本質観を「推譲の美風」の言語へのあらわれに置く。

凡そ敬語の発するはもと社交の間にあり。敬語は実に人々相推譲する意を表明する一つの方法なり。もとよりこの敬語は上下貴賤の区別をあらはすに適すといへども必ずしも階級制度の結果とのみいふべからず。人は人として交る間に互にその人格を重んじ、その才能知識、徳望、品格等を尊ぶに於いて、それを言語によりて表明することこれ実に自然の人情にしてその存するはこれがわが民族間に推譲の美風の行はるるによるものなれば、寧ろ嘉みすべき事なりとす⁶⁵。

山田氏は、敬語に親愛の表現と品格保持の表現のあることを強調する。

我等が用ゐる敬語は必ずしも尊崇に限らず、親愛の意をあらわす場合あり、又言語に品格あらしめむが為に用ゐることあり⁶⁰⁾。

山田氏が敬語について論ずる場合に、身分秩序の上下関係を言語的に示すはたらしきをする点を強調していないことが注目されるが、これは、いわゆる大正デモクラシーの社会思潮から左翼思想の高まりの中で敬語護持の姿勢で書かれたためであらう。次のようにも述べている。

人或はいはむ。敬語は専制時代の階級制度を背景として発達したるものにして、自由平等の新時代には排斥すべきなりと。これ亦皮相の見にして全く敬語の真意を知らざる徒の言のみ。もとより階級制度の著しかりし時代にはそれを背景として敬語が異常に発達したりしは疑ふべからずといへども、それも実はただ形式的に繁文褥礼となりたるのみにしてその繁雑なる形式は明治維新以後社会の状態の改まると共に漸くにすたり、今やその古の繁文褥礼を知るもの殆どなくなりたるにあらずや⁶¹⁾。

山田氏は、口語、候文、普通文の敬語法を体系的に説き、当時の話しことば、書きことばにわたって、詳述した。その「結論」の中で、特に、古代の「自敬表現」に言及して、次のように述べた。

ここにこの敬語の変遷の或点に関して一言すべきことであり。そは他にあらず、かの紀記万葉などに屢見る敬語の一現象としてわが至尊が御みづからの事を宣ふに敬称の語を用ゐらることなり。たとへば応神天皇が
 したたゆふささなみ路をすくすくとわが**いませ**ば木幡の道に逢はししをとめ。云々 (古事記、中)

とうたひ賜ひ、雄略天皇が、

おほ君はそこを聞かして玉まきの胡床ウケツに立たししづまきの胡床ウケツに立たし猪待つとわが**いませ**ば猪イナまつとわが**いませ**ば云々 (書紀、十四)

とうたひたまひしが如き、至尊の尊きは勿論ながら、御自らの事に敬称の語を用ゐたまへる事、これ従来多少

の惑となれる点なり。今吾人はこれを口語の敬語法に照して考ふるに、これは実に、吾人が、第三章第四節に説ける所のある者と一道の生氣相通するものにして君臣の間に親愛の至情溢るものありて和氣鑿々たる愛をあらはさせ賜へる所なりと釈するを得るなり。而してかくの如き生氣発刺たる敬語の用法は候文にも普通文にもなきのみならず、中古以来の文章に多く比を見ざる所なりとす。即ちこの点より見れば、奈良朝以前の文献と、現代の口語との間には一脈の生氣相通するところありて、両者いづれも国民の眞の声なりと認むるを至当とすべきなり。

山田氏は、右の文章をもつて『敬語法の研究』をしめくくっている。この山田氏の「自敬表現」解釈は、研究というものではないが、現代口語の敬語法と対比して、実際に行われたものであることを説こうとしたところが、注目される。「第三章第四節」は、口語の敬語法の「敬語の特別の用法」として、次のように説いている。

敬称の語は時來他に対して崇敬の意を表するに用ゐるものなるが、時として自己又は自己に属する者に敬称を用ゐる変態あり。これは小児等に対して親愛の意を表して物語るときに、その小児等が説話者に対して日常用ゐ慣れたる敬称の名詞をとりて説話者自身が第一人称として用ゐ、又は説話者に属する者を代表する第三人称として用ゐる場合に行はるるなり。

敬称を以て第一人称として用ゐたるもの。

おかあさん(母の自称)はあのしろい花がすきです。

おとよ、おとうさん(父の自称)がかへつて来てうれしか。

(中略)

早く顔を洗つてにいさん(兄の自称)と一緒におさらひをしませう。

又次の如く自己の身分をいふに敬称を用ゐたるあり。

先生（第一人称）がかいてあげます。

みよちゃん私の妹で、私はみよちゃんのねいさん（姉自ら称す）です。

お貞ちゃんも淋しいとおいひだが、姉さん（第一人称主格）も何んなに淋しいか知れないのです。

或は又次の如く自己の側の人を称するに、対者の用ゐるべき敬称を以てすることあり。

叔父さん（説話者の夫に対して対者の叔父）は大変だ土手が切れたといつてすぐ屋根へ出ました。

以上の場合はずべて敬称の語を用ゐてあれども、その述語はかへりて謙称を用ゐる又は全く敬語を用ゐぬものにして、それらの語は形式上より見れば敬語なれど、精神より見れば親愛の意をあらはしたるものなりとす。

以上によつて見られるのは、「君臣は父子の間柄」という君臣觀を、親子の間柄でのことばづかいと関連づけて、国家の慈父たる天皇がその赤子たる臣民に「自敬表現」を用ゐるのは、親愛の情が自らあらわれ出たもので、「和氣譚々たる愛をあらはさせ賜へる所なり」という論理である。この山田氏の「自敬表現」解釈は、次の第四期、昭和前期の松尾捨次郎、江湖山恒明氏らに継承され、軍国主義化していく社会思潮の中での国体明徴論と相俟つて最も有力な説となつていった。しかしながら、山田氏のアナロジーは、敬語使用の心理について述べたものであるから、敬語の表現形式としての対応關係を持つものではない。古代の「自敬表現」は叙述部に敬語表現が行われるのに対して、現代の親愛表現では、山田氏も「述語はかへりて謙稱を用ゐる又は全く敬語を用ゐぬものにして」と述べているように、叙述部には敬語表現は行われないのである。

なお、当時の時代思潮との関わりという点から見れば、階会的階級と敬語に着目した安藤正次、小林好日氏らの見解も注目すべきものである。これらは、直接「自敬表現」に言及したものではないが、次期においてとりあげる松尾捨次郎氏の「自敬表現」論と対立するところがあり、松尾氏が小林好日氏の説を意識して自説を提起していることもあって、ここに、安藤、小林両氏の説を示しておくことにしたい。

安藤正次氏の説は、『古代国語の研究』⁶¹⁾に「附録」として掲載された「言葉と文字にあらはれた我が国民性」という論文の中に見える。

第四に、わが国語には階級思想の反映と見るべきものが著しく発達してあるといふことは、長い間の歴史的関係に本づくものではあるが、また国民性の一面を語るものといふことが出来る。前に述べたやうに、わが国民は、一方に於ては抽象概括を好む国民であり、様式の単純化を好む国民である、然るに一方に於て、言葉の上に階級的の差別の著しくあらはれてあるといふのは、矛盾であり撞着であるやうに見える。然し、この兩種の性情は対立し得ないものではない、あたかも、自由の思想と秩序の觀念が両立し得るやうなものである。階級思想といへば語弊があるけれども、言葉づかひの上に尊卑のつかひ分けをするといふことは、長い間の歴史的教養によつてわが国民の一特性となり、それが国語の特性の一となつてあらはれて來てゐる。武家時代に於てはそれが極端にまで發達して來た。現代に於ては社会組織の变化と共に、漸くそれが単純化される傾向を生じてゐるのも、また看過することの出来ない国民性の閃きである⁶²⁾。

この安藤氏の敬語観の影響を受けたかと思われるのが、小林好日氏で、その著『国語国文法要義』⁶³⁾の「第三編 品詞論 第三章 待遇法」の冒頭に「社会組織と待遇の表白」として、次のように述べている。

今日は四民平等の時代である。しかるに旧時代は階級的社会組織の時代であつた。昔は今日と違つて社会は安定でない。平和を維持する為に階級的差別を嚴重にすることは止むを得なかつた。わが国は由来皇室中心・綜合家族制の国家であつたのに、武家時代封建制度が布かれると共に主従の区別・上下尊卑の秩序が複雑になり、階級思想はいよゝゝ深く人心に浸潤した。これの言語の上にはあらはれたのが待遇法（敬語法）である。尊長の動作又は尊長に關係することには尊敬の意味を含んだ語を用ひ、自己の動作又は自己に關係することには卑下の言ひ方をなし、待遇の形式が煩瑣なるまでの發達をなした。これが名詞にもあらはれる。代名詞にもあ

らられる。又動詞にも助動詞にもあらはれてゐる。

皇室がすべてのものゝ中心であり皇室が最も神聖なるものであるとする觀念は古事記の神話、特に伊弉諾尊、伊弉册尊の大八洲国生成神話をはじめその他の神話にも表れてゐるが、之を取巻いてゐる八百万の神々即ち一般国民はその間には階級的差別をも持たなかつた観がある。上古に於て我国はよほど平等的の社会組織を成してゐたのである。さうして皇室といへども、よほど民本的で大国主神は稲羽の素戔をな汝といふ代名詞で呼ばれてゐる。臣下が天皇をお呼び申すにも汝が命といふ代名詞を用ひて居る。之を武家時代に驚くべき多數の代名詞をもち複雑な待遇上の形式を發達させたのは殆ど比喩ものにならない。

今は再び平等の時代に復つた。王朝より武家時代に互つて次第に發達した煩瑣な待遇法は之から減るのが当然であり、又現に減つて行くのをわれわれは目撃してゐる。しかしまた言語の上に待遇法のあることは我が國語の特長であつて、今後に於ても是が全く無くなる事は想像出来ない。建国の初から、君臣の分が定まつて居り、家庭が家長中心の我が國に於ては初からこの待遇法をもつてゐたのである。支那の言葉のやうに君主の行動を云ふ場合にも王巡狩（わんじゆん）といふやうに全く敬意を含まぬ言ひ方をするやうになることは到底あるまい。

右の論述における小林氏の「上古に於て、我が國はよほど平等的の社会組織を成して居たのである。云々」といふ見方に対して、松尾捨次郎氏は、翌昭和三年刊の『国文法論纂』の中で、次のように批判している。

此は面白い見方で、如何にも当世に受のよい説明のやうではあるけれども、此だけの例証では、首肯出来ない点が多い。何よりも、汝が命とを同等に視られた様に思はれるのが感心出来ぬ。よもや汝が命まで、今日の汝同様、卑下の語と見られたのではあるまい。勿論、なには尊敬の意も卑下の意もないが、なが命には十分に尊敬の意がある。本居翁の説によれば、なんぢも元來名持の意で、尊敬の義があるといふ。

このところは、松尾氏の批判が當っている。

- (1) 注
安土桃山時代までを含めて、石坂氏は「室町時代末期」と稱している。同書一〇六頁。従って、本論文では、現在の歴史学における政治史的時代区分に従って、室町時代と安土桃山時代を別の時代とし、研究史的区分としては、第一期を「安土桃山時代まで」と名づけることにする。
- (2) 仙覚(健仁三年へ一二〇三)歿年未詳
- (3) 『萬葉集註釋』文永六年(一二六九)。
- (4) 『萬葉集叢書第八輯 仙覺全集』一三頁。大正一五年 古今書院同書一四頁
- (5) 仙覚「今御製歌意者、天皇野遊之時、觀覽為体也。籠モヨキ籠モチ、布久思モヨキフクシモチテ、此岡ニ菜採女子。家ヲキカシメ、名ヲツケヨ。倭国者皆是吾ミシマ所也。吾コソハ背ニハ、家ヲモ名ヲモ告メト、令レ詠給御製也。彼賤女艶妙故有_ニ此御製歟。」(『仙覺全集』一三一—一四頁)
- 「萬葉抄上」(『萬葉學叢刊中世篇』 昭和三年 古今書院)。「御製の心は、天皇野遊の時觀覽の体也。籠もよき籠をもち、ふくしもよきふくしをもち、此岡に菜つむ女、家をきかしめ、名をつけよ、日本国は皆是吾しめ給所也。われこそはせなには家をも名をもつけめと詠給也。彼女艶女の故如此あそはす也。」(一九五頁)
- (6) 昭和一七年 靖文社
- (7) 同書。二五一—二五二頁
- (8) 『敬語史論考』一〇五頁
- (9) 『吉利支丹語学の研究』二五八—二五九頁
- (10) 二五九—二六〇頁
- (11) 以下、訳文は、土井忠生訳『ロドリゲス日本大文典』(昭和三〇年 三省堂)による。頁数も同じ。
- (12) 五九八頁
- (13) 五九九頁
- (14) 『吉利支丹語学の研究』二八九頁
- (15) 大塚高信訳『コリヤード日本文典』(昭和三年 風間書房) 九六頁

- (16) 注(19)の九六頁脚注
- (17) 北村季吟(一六二四—一七〇五)。「萬葉拾穂抄」は、新典社影印本(昭和五十一年)による。
- (18) 下河辺長流(一六二四—一六八〇)。「萬葉集管見」は「万葉集叢書第六輯」(大正二十四年 古今書院)による。
- (19) 契沖(一六四〇—一七〇〇)。「萬葉代匠記」は、「契沖全集」(久松潜一監修、築島裕他編 岩波書店)による。
- (20) 第一卷二六九頁
- (21) 第三卷二四三頁
- (22) 荷田春満(一六六九—一七三六)。「萬葉集僻案抄」は、「萬葉集叢書第二輯」(大正十二年 古今書院)による。
- (23) 五頁
- (24) 賀茂真淵(一六九七—一七六九)。「萬葉考」は、「賀茂真淵全集」(昭和五二年 続群書類従完成会) 第一卷所収による。
- (25) 三〇頁
- (26) 本居宣長(一七三〇—一八〇二)。宣長の著作は、「本居宣長全集」(筑摩書房)による。
- (27) 全集第六卷(昭和四五年) 一三頁
- (28) 全集第九卷(昭和四三年) 三九九頁
- (29) 全集第七卷(昭和四六年) 二〇一頁
- (30) 橘千蔭(一七三五—一八〇八)。「萬葉集略解」は大正元年、博文館刊による。
- (31) 橘守部(一七八一—一八四九)。「萬葉集松婦手」は、「萬葉集叢書第三輯」(大正十二年 古今書院)による。
- (32) 岸本由豆流(一七八九—一八四六)。「萬葉集攷證」は、「萬葉集叢書第五輯」(大正十五年 古今書院)による。
- (33) 八六頁
- (34) 鹿持雅澄(一七九一—一八五二)。「萬葉集古義」は、明治三二年、国書刊行会刊による。
- (35) 一卷之上。第一卷一九一二頁
- (36) 富士谷御杖(一七六八—一八三三)。「萬葉集燈」は、「萬葉集叢書第一輯」(大正十一年 古今書院)による。
- (37) 『古事記燈』は、『富士谷御杖集第一卷』(昭和十一年 国民精神文化研究所)による。
- (38) 八頁
- (39) 二四頁

- (39) 三三三頁
- (40) 三三三頁
- (41) 三六頁
- (42) 富士谷御杖集第一卷三九二頁
- (43) 『名古屋大学文学部研究論集X 文学4』昭和三〇年三月
- (44) 『敬語史論考』一〇八頁
- (45) 国語と国文学 第七卷第五号
- (46) 七十一(二月十五日刊)、七十二(二月一日刊)。
- (47) 七十一の三三—三五頁
- (48) 七十一の五六頁
- (49) 七十二の六二頁
- (50) 山田孝雄『敬語法の研究』(大正二三年 宝文館)、石坂正藏「敬語的人称の概念」(法文論叢 2〈熊本大学法文学部〉昭和二六年三月)
- (51) 『講座国語史5 敬語史』(昭和四六年大修館)、『岩波講座日本語4 敬語』(昭和五二年 岩波書店)。
七十二の六六—六七頁
- (52) 大正一五年増訂 明治書院 以下の考察、引用は、増訂版による。
- (53) 六九七—六九八頁
- (54) 六九八頁
- (55) 六九九—七〇〇頁
- (56) 注(43)論文
- (57) 六九〇頁
- (58) 訂正版 昭和六年 宝文館。訂正五版 昭和一八年による。
- (59) 一一二頁
- (60) 三頁
- (61) 四—五頁
- (62) 四—五頁

- 63 四〇六一四〇七頁
64 一八二一八三頁
65 大正一三年刊 内外書房
66 三一八頁
67 昭和二年 京文社出版
68 一二七一一九頁
69 三二〇—三二二頁 昭和六年三月訂正再版(文学社)による。